

| 改正概要説明書 | |
|--|-----------|
| 国名： フィンランド | 法令名： 特許規則 |
| 改正情報： 2013 年 7 月 16 日法律 No. 580 により改正 | |
| 改正概要： | |
| <p>1. 英語書面による手続に関する改正</p> <p>英語による出願手続が可能になったことに伴い、英語書面による手続に関する規定が導入された(第 2 条, 第 3 条, 第 21 条, 第 32a 条)。</p> | |
| <p>2. 分割又は分離手続の時期的要件に関する改正</p> <p>特許規則第 21 条に規定する基本書類(フィンランド語, スウェーデン語又は英語で記載された明細書及びクレーム)が提出された後でなければ、出願の分割, 分離の手続を行うことができない旨が明示された(第 22 条, 第 23 条)。</p> | |
| <p>3. 裁判所に関する改正</p> <p>市場裁判所(Markkinaoikeus)に関連する規定が導入された(第 25d 条, 第 41 条)。</p> | |
| <p>4. 医薬品に関する補充的保護証明書の保護期間の延長に関する改正</p> <p>医薬品に関する補充的保護証明書の保護期間の延長に関する規則が導入された(第 52e 条, 第 52h 条, 第 52i 条, 第 52l 条, 第 52n 条)。</p> | |
| 改正内容： | |
| <p>・ 第 1 条</p> <p>「第 45 条から第 51 条まで」が「第 45 条から第 50 条まで, 及び第 51a 条」に変更された。</p> | |
| <p>・ 第 2 条</p> <p>「(7) 出願人が, 出願に関する決定書が英語で与えられることを望む場合には, その旨の請求」が追加された。</p> | |
| <p>・ 第 3 条</p> <p>出願書類作成の言語に英語が追加された。</p> <p>「特許庁は, 第 1 段落に定める言語への翻訳文が提出される前に, 出願の処理を開始することができる。当該翻訳文は, 特許法第 22 条に基づいて出願書類が公衆に利用可能とされる前に提出しなければならない。特許庁は, 翻訳文が提出される前に出願の処理を開始するための前提条件を定める。」が削除された。</p> | |
| <p>・ 第 4 条, 第 7 条, 第 8 条</p> <p>廃止された。</p> | |
| <p>・ 第 21 条</p> <p>出願書類作成の言語に英語が追加された。</p> | |

・第 22 条

「分割は、第 21 条に基づく基礎書類が提出される前には行うことができない。」が追加された。

・第 23 条

「分離は、第 21 条に基づく基礎書類が提出されるまでは行うことができない。」が追加された。

・第 25d 条

2013 年 9 月 1 日から知的財産権関連の訴訟は、市場裁判所 (Market Court) で扱われることになり、これに伴う改正である。

・第 26 条

「特許庁は、審査業務に関する更に特定の規則を発令するものとする。特別の事情から必要な場合は、当該規則は、第 2 段落の規定と異なるものとするができる。」が削除された。

・第 30 条

「特許庁は、期限及び期限の延長に関する規則を発令する。」が削除された。

・第 32a 条

翻訳文の訂正に関する新設条文である。

・第 37 条

廃止された。

・第 41 条

「特許法第 70 条」が「市場裁判所における訴訟手続に関する法律第 4 章第 23 条又は特許法第 66d 条」に変更された。

・第 52 条

「特許庁は、国際出願手続が部分的にのみフィンランドにおいて遂行される場合は、出願人に対して翻訳文提出の要件の緩和に関する規則を発令することができる。」が削除された。

・第 52d 条

「理事会規則」とは、EEA 合同委員会の決定 No. 7/94 により改正及び追加された医薬品の補充的保護証明書の創設に関する理事会規則 (EEC) No. 1768/92,」が「補充的保護証明書について規定する規則」とは、医薬品に関する補充的保護証明書について規定する欧州議会及び理事会規則 (EC) No 469/2009」に変更された。

・第 52e 条, 第 52h 条, 第 52i 条, 第 52n 条

申請の対象として、「医薬品に関する補充的保護証明書の存続期間の延長を求める申請」が

追加された。

・ **第 521 条**

公告の対象として、「医薬品に関する補充的保護証明書の存続期間の延長を求める申請」が追加された。

・ **第 52u 条**

「特許法第 70h 条に基づく翻訳文の提出及び手数料の納付は、欧州特許庁が特許出願を特許付与処理する決定又は補正方式により特許を維持する決定を公告した日から 3 月以内にしなければならない。」が削除された。

・ **第 52x 条, 第 52y 条**

「第 52u 条第 3 段落により翻訳文に付記されるべき事項の表示」及び「第 52v 条第 3 段落により翻訳文に付記されるべき事項の表示」に代り「特許権者の名称及び宛先」が追加された。

・ **経過規定**

「命令 No. 1097/2011 は、2011 年 11 月 1 日から施行する。」及び「命令 No. 580/2013 は、2013 年 9 月 1 日から施行する。」が追加された。